

東広島市在宅医療・介護連携推進事業業務委託仕様書

1. 業務名

東広島市在宅医療・介護連携推進事業業務（以下「委託業務」という。）

2. 業務の目的

地域住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを安心して最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進することを目的とする。

3. 履行場所

東広島市内一円

4. 委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

5. 業務従事者

業務に当たる職員は、医療・介護・福祉関係のいずれかの資格を有するものとし、事務補助職員を置くことについては、妨げない。

6. 業務内容

介護保険法第115条の45第2項第4号に基づく在宅医療・介護連携推進事業業務の一部及び地域医療と障害福祉サービスとの連携業務

障がい福祉課関係分

（1）地域医療・介護サービス資源の把握

①情報収集

市内全域における医療機関・介護事業所・障害福祉サービス事業所等の住所、連絡先、機能等について情報収集する。

②資源マップ等の作成

把握した医療・介護・障害福祉サービス事業所等の資源のリスト等を作成し、ホームページ上で公開可能なP D Fデータ等の形で、担当課へ提出する（必要に応じて、隨時更新する）。

（2）医療・介護関係者の連携強化

医療・介護・障がい福祉関係者の相互理解を深めるため、多職種合同の医療・介護等連携に関する研修等を年3回程度実施する。研修内容については、事前に協議を行う。

<p>医療保健課関係分</p> <p>(1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援（65歳未満を対象としたもの） 市民、家族、医療・介護関係者等からの在宅医療・介護等連携に関する相談の対応を行う。</p> <p>① 相談窓口の運営 在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置する。相談窓口について、関係機関と協力して広く市民へ周知する。</p> <p>② 連携・相談対応 相談に対して、必要に応じて市の関係課や市内の医療・介護関係者等と連携を図り、相談対応を行うこと。また、相談支援状況を毎月市の担当課へ共有する。</p> <p>(2) がん患者・家族・関係者の交流会の実施 がん患者や家族の在宅生活を支援し、お互いの理解を深めることを目的として、がん患者や家族、支援者、医療福祉関係者の交流会を実施する。</p> <p>① 内容 月1回程度実施し、うち年1回程度は講演会等のイベント型として実施する。</p> <p>② 会場、開催時間 関係課と協議し、がん患者・家族等（働く人を含め）市民が参加しやすい会場や時間帯を設定する。</p> <p>③ 普及啓発 リーフレットの作成やSNS等の活用により、がん患者・家族・関係機関へ広く周知を図る。</p> <p>④ その他 ア 交流会の名称は「こころの駅舎」とすること イ 参加者のニーズに沿った交流会を運営すること ウ 目的を達成するための取組手法について、提案を行い、担当課と協議を行うこと</p>
<p>地域包括ケア推進課関係分</p> <p>(1) 地域の医療・介護の資源の把握</p> <p>① 情報収集 市内全域における医療機関・薬局・介護事業所等の住所、連絡先、機能等について情報収集する。</p> <p>② 資源マップ等の作成 把握した医療機関・薬局・介護事業所等の資源のリスト等を作成し、ホームページ上で公開可能なPDFデータ等の形で、担当課へ提出する（必要に応じて、隨時更新する）。</p>

（2）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

市が参考する在宅医療・介護連携推進会議及び在宅医療・介護連携部会等において検討すべき課題の情報共有や専門的視点での取組み手法等について、提案を行う。また、そのために開催される会議や協議の場に参画する。

（3）在宅医療・介護連携に関する相談支援（65歳以上を対象としたもの）

市民、家族、医療・介護関係者等からの在宅医療・介護等連携に関する相談の対応を行う。

①相談窓口の運営

在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置する。相談窓口について、関係機関と協力して広く市民へ周知する。

②連携・相談対応

相談に対して、必要に応じて市の関係課や市内医療関係者等と連携を図り、相談対応を行うこと。また、相談支援状況を毎月市の担当課へ共有する。

（4）地域住民への普及啓発

①市民公開講座の開催

在宅医療・介護連携に関する講演会を開催する。（年1回）

②ミニ講座の開催

ACPや在宅療養等の理解を促進するためのミニ講座等を実施する。

③リーフレットによる周知

リーフレット等を使用して、在宅医療・介護に関する情報を継続的に周知する。

（5）医療・介護関係者の研修

研修内容について、事前に協議を行う。

①多職種研修会の開催（年1回以上）

在宅医療・在宅介護を推進することを目的とした、医療・介護関係者の研修会を行う。

②医療・介護関係者に対する研修会

・医療関係者を対象とした研修会（年1回程度）

医療関係者が介護との連携について理解を深めることを目的とした研修会を行う。

・介護関係者を対象とした研修会（年1回程度）

介護関係者が医療との連携について理解を深めることを目的とした研修会を行う。

※①～②の研修の実施にあたっては、日常生活圏域別の実施等、医療・介護関

係者の関係づくりに配慮すること。

7. 実施方法

本事業の実施に当たっては、関連する法令、厚生労働省が示す「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等に基づき、業務を遂行することとする。

なお、地域住民や医療・介護関係者が参集する業務においては感染症対策を講じて実施する。

①事業計画等

受託者は、委託業務に係る事業計画書（別記様式1）、委託業務実施責任者及び従事者選任届（別記様式2）を作成し、契約締結日から1か月以内に地域包括ケア推進課に提出する。

また、上記業務の実施については、関係課と協議をしながら業務に当たるものとする。

②事業報告等

受託者は、毎月実施した事業について、実施報告書（別記様式3）を作成し、翌月末日までに関係課に電子媒体（Excel又はWord）で提出するものとする。また、本業務で作成した成果物（相談支援結果、研修・普及啓発の実施結果）についても、電子媒体（Excel又はWord等のオリジナルデータ）を提出するものとする。

③連絡会議等

本事業の実施に当り、市と受託者間で行われる協議の場に参画する。（年3回程度）

8. その他

（1）委託料の充当

委託料は、人件費のほか研修等に係る講師謝礼・旅費等、また資源マップ作成、相談支援、及び普及活動等にかかる必要な経費等として、需用費（消耗品費・印刷製本費・燃料代）、役務費（通信運搬費）に充当するものとする。

（2）帳簿等の保存期間

受託者は、会計の収支を明らかにした帳簿、書類を備え、事業終了して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存すること。

（3）守秘義務

事業に関して知り得た個人情報その他秘密事項を他に漏らしてはならない。

（4）雑則

契約書及び仕様書に定めのない事項に関しては、委託者受託者協議の上定める。

